

# 平成19年4月より 離婚時の厚生年金の分割制度が始まります

生活の基本的な部分に対応する基礎年金は、夫婦それぞれに対して支給されますが、厚生年金の年金額（報酬比例部分）は、被保険者本人の過去の就労期間や賃金額（標準報酬額）をもとに計算されます。

近年、中高齢者等の離婚件数が増加していますが、一方のみが働いて厚生年金の被保険者となっており、他方が家事に従事していたような夫婦が離婚した場合、厚生年金の被保険者でない他方については、離婚後の高齢期の所得水準が低く、十分な所得保障が行われない恐れがあります。このように、現役時代の男女の雇用格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されてきました。

このような事情を考慮して、平成16年年金制度改正において、離婚時に厚生年金の分割が可能となる仕組み（「離婚時の厚生年金の分割制度」）が導入され、**来年（平成19年）4月**から実施されることになりました。また、**平成20年4月**からは「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度」も始まります。

## 1. 概要

「離婚時の厚生年金の分割制度」や「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度」は、いずれも、離婚をする場合において、婚姻期間中の「保険料納付記録」を離婚当事者間で分割することができる制度です。

この「保険料納付記録」とは、具体的には、これまで支払ってきた厚生年金保険料の算定の基礎となった**標準報酬月額**及び**標準賞与額**（以下「標準報酬額」という。）のことをいいます。年金額は、受給権が発生するまで間の標準報酬額を基礎として計算されます。

離婚をした場合に、当事者の一方の標準報酬額を分割することができるようになり、当事者の他方はその分割された分の標準報酬額を受けることにより、離婚する当事者はそれぞれ分割後の新しい標準報酬額に基づいて、年金額が計算されることとなります。

この分割の効果としては、分割された側は婚姻期間に係る標準報酬額が減ることになるため、その分年金額が分割前よりも少なくなります。一方、分割を受けた側

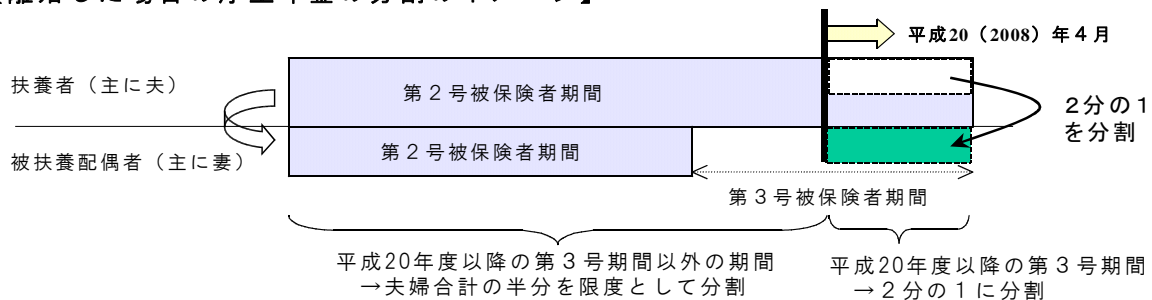
は分割により婚姻期間に係る標準報酬額が増えるため、その分年金額が分割前よりも多くなります。

なお、平成19年4月1日から始まる「離婚時の厚生年金の分割制度」と、平成20年4月1日から始まる「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度」は、その要件や分割効果等がそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

(注：平成20年4月1日から始まる「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度」に係る政省令については、今後別途作成する予定です。)

以下では、平成19年4月1日から始まる「離婚時の厚生年金の分割制度」の仕組みや手続について、今回の施行省令案で提案されている内容も含めて説明します。

### 【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



## 2. 離婚分割制度の基本的な仕組み

「離婚時の厚生年金の分割制度」や「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度」とは、いずれも、離婚することによって、自動的に「年金額」が分割されるものではありません。離婚する当事者それぞれが婚姻期間中に支払った保険料納付記録（年金額の計算の基礎となる標準報酬額）を再評価率をもって現在価値に換算した額の総額（これを法律上「対象期間標準報酬総額」といいます。）を分割するものです。

また、当事者それぞれのすべての標準報酬額を分割するのではなく、婚姻期間（これを法律上「対象期間」といいます。後述4「対象期間について」参照。）中に支払った保険料納付記録（標準報酬額）が分割の対象となります。

分割した場合、離婚する当事者のうち分割を受けた側は、自分の標準報酬額に相手の標準報酬額から分割された分が加算され、又は新たに標準報酬額として追加されることにより、それらを合計した標準報酬額を基礎に計算された年金額を受給することになります。具体的な年金額や受給開始時期などは、自分自身の生年月日や厚生年金の加入記録等、自分自身に係る受給資格要件によってそれぞれ異なってき

ますので、分割したからといって、直ちに年金が支給される訳ではありません。例えば、分割された側が年金の支給を受けていたとしても、分割を受けた側が受給開始年齢に達していない場合や受給資格期間が足りない場合等、受給資格要件を満たしていなければ、年金を受給することはできません。

なお、分割の効果は厚生年金や共済年金の報酬比例部分（いわゆる「2階部分」）に限られ、「1階部分」である基礎年金等や「3階部分」である厚生年金基金の上乗せ給付や確定給付企業年金等の給付は影響を受けません。

### 3. 離婚分割制度の対象について

離婚時の厚生年金の分割制度の対象となる方は、平成19年4月1日以後に離婚した方であって、分割されるのは、その婚姻期間中における当事者双方の標準報酬額です。同日前に離婚した方は対象になりません。また、婚姻を取り消した場合において、その婚姻の取消しに係る婚姻期間中における標準報酬額も原則として離婚時の厚生年金の分割制度の対象になります（ただし、民法の規定に違反する重婚期間については、これを取り消しても、分割の対象になりません。）。

なお、事実上婚姻関係と同様の事情にある方について、当該事情が解消したと認められる場合は、その事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間のうち、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間に係る標準報酬額に限って分割の対象となります（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方について、当該事情が解消した場合の取扱いについては、後述11「事実婚と厚生年金の分割制度」をご参照ください。）。

この制度は、厚生年金の分割を目的とする制度であることから、分割される側は婚姻期間中に厚生年金の被保険者であったことが必要です。両当事者が厚生年金の被保険者であった場合でも、また、当事者の一方が厚生年金の被保険者であり、もう一方が他方の被扶養配偶者である国民年金法上の第3号被保険者や第1号被保険者であった場合でも、また、共済組合の加入員であった場合でも、婚姻期間における標準報酬額を分割することができます。

（厚生年金保険法施行規則案第78条）

## 4. 対象期間について

「対象期間」とは、離婚時の厚生年金の分割制度の分割対象となる期間をいいます。具体的には、離婚した場合はその婚姻期間であり、婚姻の取消しをした場合はその婚姻の取消しに係る婚姻期間をいいます（ただし、民法の規定に違反する重婚が取り消された場合は、その婚姻の取消しに係る婚姻期間は原則として分割の対象になりません。）。

また、事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者について、当該事情が解消したと認められる場合については、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者として認定されていた期間が対象期間となります。

また、平成19年4月1日以後に離婚をした場合であれば、同日前の婚姻期間が対象期間となります。婚姻の取消しをした場合も同様です。

なお、事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者については、平成19年4月1日以降に当該事情が解消したと認められた場合、同日前の期間について、当該事情が解消することなく継続していたことが明らかであれば、同日前において当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であった期間も対象期間となります。その一方、平成19年4月1日前に当該事情が解消している場合は、同日前の第3号被保険者であった期間は対象期間とはなりません（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方について、当該事情が解消した場合の取扱いについては、後述11「事実婚と厚生年金の分割制度」をご参照ください。）。

（厚生年金保険法施行規則案第78条の2）

## 5. 標準報酬額の按分割合

婚姻期間中の標準報酬額をどのように分割するかは、離婚する当事者間の合意又は裁判手続により定められた「按分割合」によって決められます。離婚する当事者は、この按分割合をもって社会保険庁（具体的には、当事者の住所地を管轄する社会保険事務所です。社会保険事務所の所在地については、最寄りの社会保険事務所・事務局にお問い合わせいただくか、社会保険庁のホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）を参照してください。以下同じ。）に対して分割改定の請求をすることにより、婚姻期間における離婚する当事者それぞれの標準報酬額が分割・改定されます（これを法律上「標準報酬分割改定」といいます）。離婚することにより、当事者それぞれの標準報酬額が自動的に分割される訳ではありません。

### 〈按分割合について〉

按分割合は、当事者や裁判所が自由に定めることができるものではなく、その範囲が法律上定められています。

「按分割合」とは、対象期間（前述4「対象期間について」参照）における離婚する当事者それぞれの標準報酬総額の合計額のうち、分割を受けることによって増額される側の分割後の持分となる割合を示したものをいいます。つまり、標準報酬総額が少ない側（法律上「**第二号改定者**」といいます。）が標準報酬総額の多い相手側（法律上「**第一号改定者**」といいます。）から分割を受ける場合、対象期間において元々自分が有していた標準報酬総額と相手側の標準報酬総額から分割してもらった分とを合算した額が、対象期間における当事者それぞれの標準報酬総額の合計額のうちどの程度の割合となるか、を示したものです。

### 〈按分割合の範囲について〉

離婚時の厚生年金の分割制度では、①分割によって、分割を受ける側である標準報酬総額の少ない側が元々の持分を減らすことがないようにする、②分割によって、分割される側である標準報酬総額の多い側が分割を受けた側よりも標準報酬総額が少なくなってしまうことのないようにする、という考えから、按分割合の範囲が定められています。具体的には、**按分割合の上限を2分の1（50%）とし、その下限を当事者それぞれの対象期間標準報酬総額を合計した額に対する分割を受ける側の分割前の対象期間標準報酬総額の割合として**しています。

例えば、対象期間における当事者の一方の標準報酬総額が6000万円、他方の標準報酬総額が4000万円である場合、当事者それぞれの標準報酬総額の合計額に対する、分割を受ける側の分割前における標準報酬総額の割合は40%となります。したがって、按分割合は、40%を超え50%以下の範囲内で定める必要があります。また、分割を受ける側が婚姻期間中、他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であり、元々自分の標準報酬額を有していない場合は、按分割合の下限が0になります。したがって、按分割合は、0%を超え50%以内の範囲内で定めることとなります。

なお、按分割合は、離婚する当事者間の合意によって定めることが原則になりますが、合意のための協議が調わないときや協議をすることができないときは、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをすることにより、家事調停手続や家事審判手続等の裁判手続によって、按分割合を定めることができます。

## 6. 当事者に対する標準報酬額等に関する情報提供

按分割合を定めるために、当事者は、分割の対象となる期間（対象期間）やその期間における当事者それぞれの標準報酬額（対象期間標準報酬総額）、さらには按分割合を定めることができる範囲（按分割合の範囲）等の情報を正確に把握する必要があります。このため、社会保険庁は、当事者双方又は一方からの請求により、離婚時の厚生年金の分割による標準報酬の分割改定の請求を行うために必要な情報を提供することとなっています。この情報提供を請求する方は、分割制度の施行に先立ち、平成18年10月から社会保険庁に対して請求を行うことができます。

### 〈標準報酬額等に関する情報提供を請求できる者について〉

情報提供の請求は、離婚する当事者が離婚する前であっても、離婚した後であっても、当事者双方又は一方から行うことができます。

提供される情報の内容については、当事者間における合意形成の前提となるものであり、当事者双方が確認し、了解したものである必要があることから、離婚した後（事実上婚姻関係と同様の事情にある方については、当該事情が解消したと認められた後）であれば、当事者一方からの単独請求であっても、情報提供請求があったことや提供する情報の内容を、請求してきた当事者の一方のみならず、請求していない他方に対してもお知らせすることとします。

ただし、離婚が成立しておらず（事実上婚姻関係と同様の事情にある方については、当該事情が解消しておらず）、まだ婚姻関係にあると認められる方が単独で請求する場合は、離婚後の年金分割請求につながることを確実ではなく、一方で、婚姻関係が継続している両当事者の関係への影響にも配慮して、請求した当事者にのみ情報を提供し、請求していない方へはお知らせしないこととします。この場合、婚姻期間が終了していないため、分割の対象となる対象期間が決まっていません。したがって、婚姻期間が終了する前の情報提供については、情報提供の請求があった日における情報を便宜上提供することになります。

なお、離婚が成立する前に情報提供の請求をした場合、社会保険庁が情報を提供した日から実際に離婚が成立した日までの間が1年内であれば、離婚が成立する前の情報であっても、この情報に基づき、按分割合を定めることができます。

（厚生年金保険法施行規則案第78条の5）

### 〈提供する情報の内容について〉

- (1) 分割の対象となる期間（対象期間）
- (2) 分割の対象となる対象期間における離婚する当事者それぞれの標準報酬総額（再評価率をもって現在価値に換算した後のもの。対象期間標準報酬総額）
- (3) 分割される側（対象期間標準報酬総額の多い方。第1号改定者）、分割を受ける側（対象期間標準報酬総額の少ない方。第2号改定者）それぞれの氏名
- (4) 按分割合の範囲
- (5) その他標準報酬の分割改定の請求を行うために必要な情報（具体的には、上記(2)の標準報酬総額の内訳に当たる、対象期間における個々の標準報酬額と再評価率等を提供します。これらの情報は、情報提供請求者本人に対し、本人分の情報を提供します。）

（厚生年金保険法施行規則案第78条の8）

### 〈情報提供の請求手続きに必要な書類等について〉

情報提供を請求する方は、請求書に必要事項を記載の上、次の書類を添付し、社会保険庁に提出することになります。

- (1) 請求者自身の年金手帳又は国民年金手帳
- (2) 戸籍謄本又は抄本

情報提供の請求段階で事実上婚姻関係と同様の事情にあった人又はあったことがある人については、当該事情が継続しているのか、それとも解消したのか。その場合、解消したのはいつの時点かを特定する必要があります。したがって、これらの点を明らかにすることができる書類が必要になります。

（厚生年金保険法施行規則案第78条の6）

### 〈情報提供の再請求手続きについて〉

既に分割改定の請求をした方や、分割改定の請求期限を過ぎてしまった方は情報提供の請求することができません。それ以外の方については、一度情報提供の請求をした場合、それから3ヶ月を経過しないと、情報提供の再請求をすることはできません。

ただし、①被保険者の種別の変更をした場合、②養育特例の申請を行った場合、

③3号未届の届出を行った場合、④按分割合を定めるため、裁判所に対する申立てに必要な書類を用意する必要がある場合については、情報提供の請求をした後から3ヶ月を経過していない場合であっても、情報提供の再請求をし、情報の内容を更新することができます。按分割合を定めるに当たっては、より正確な情報を基にして定めることが望ましいことから、情報提供を請求した後に上記①から④までの事情に至った場合は、3ヶ月を経過していなくても、情報提供の再請求をすることが必要です。

(厚生年金保険法施行規則案第78条の7)

## 7. 当事者の合意により按分割合を定める場合について

按分割合の定め方については、当事者間の合意による場合と、裁判手続による場合の二つがあります。当事者間の合意によって按分割合を定める場合とは、当事者間の話し合いによって合意がなされ、按分割合を定めることです。この場合、按分割合の他に、分割改定の請求をすることについても合意しておくことが必要です。

当事者間の合意により按分割合を定めた場合は、その旨を公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書（作成名義人の署名又は記名押印がある私文書のことです。）において明らかにすることが必要です。これらの公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書は離婚する前の話し合いにおいて作成・準備することができますので、離婚と同時に分割請求をする場合は、当事者間で事前に話し合い、公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書を作成しておくことが必要です。公正証書の作成又は私署証書の認証をする公証人は、全国の公証人役場で執務しています。公証人役場の所在地については、最寄りの法務局又は地方法務局へお問い合わせいただくか、法務局のホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/>）又は日本公証人連合会のホームページ（<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>）を参照して下さい。

なお、これら当事者間の合意内容が記載された公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書は、分割改定の請求をする際の添付書類として社会保険庁に提出していただくこととなります。

(厚生年金保険法施行規則案第78条の4)

## 8. 裁判手続により按分割合を定める場合について

按分割合について、当事者間で話し合いがまとまらず、合意することができないような場合には、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをし、裁判手続によって按分割合を定めることができます。

以下では、裁判手続により按分割合を定める具体的な場合として、家事審判手続、家事調停手続、そして人事訴訟の手続（判決又は裁判上の和解による場合）の概要を説明します。

### 〈家事審判手続及び家事調停手続について〉

家事審判手続及び家事調停手続は、いずれも原則として当事者の申立てにより開始されます。

まず、家事審判手続は、家事事件を担当する裁判官である家事審判官が、申立ての際に提出された書類等に基づいて判断をするものです。

家事審判手続における審判において按分割合が定められた場合には、分割改定の請求をする方は、審判書と審判が確定したことを証する書類を添付書類として社会保険庁に提出します。

次に、家事調停手続は、家事審判官又は家事調停官（弁護士で5年以上その職にあり、最高裁判所から任命された人）と国民の中から選ばれた家事調停委員2人以上によって構成される調停委員会が、当事者の言い分を聴きながら、妥当な解決が得られるようにあっせんをするものです。

家事調停手続において按分割合について調停が成立した場合には、分割改定の請求をする方は、調停調書を添付書類として社会保険庁に提出します。

### 〈人事訴訟の手続について〉

離婚等の訴えに係る人事訴訟の手続において、当事者から申立てがあった場合には、裁判所は離婚等の訴えに係る請求を認容する判決において、併せて按分割合についての裁判をすることとされています。

また、人事訴訟の手続においては、当事者間で離婚について訴訟上の和解を成立させるとともに、按分割合についても訴訟上の和解を成立させることによって、按分割合を定めることもできます。

分割改定の請求をする方は、判決によって按分割合が定められた場合には判決書と判決が確定したことを証する書類を、按分割合について訴訟上の和解が成立した場合には和解調書を、それぞれ添付書類として社会保険庁に対して提出します。

（厚生年金保険法施行規則案第78条の4）

## 9. 分割改定請求の方法と、その期限について

### 〈分割改定の請求手続について〉

離婚時の厚生年金の分割制度は、当事者間における合意又は裁判手続により按分割合を定めたとしても、実際に、社会保険庁に対して分割改定の請求をしないと、当事者それぞれの標準報酬額は分割、改定されません。

分割改定の請求に当たり、当事者は主に次に掲げる事項を請求書に記載した上で、社会保険庁に対して請求することになります。

- (1) 当事者それぞれの氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- (2) 離婚又は婚姻の取消しをした方である場合は、その離婚又は婚姻の取消しについての婚姻期間
- (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者について、当該事情が解消したと認められる場合は、当該事情において当事者の一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間についての、その始期
- (4) 対象期間内において当事者以外の方が当事者の一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間がある場合や、当事者が当事者以外の方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間があるときは、当該第3号被保険者であった方とその配偶者それぞれの氏名、生年月日及び基礎年金番号
- (5) 対象期間の末日において、厚生年金保険の被保険者である場合は、その被保険者資格
- (6) 当事者の一方が死亡した後に他方が分割改定の請求をする場合は、その死亡した者の死亡日

また、これら記載事項の内容を確認するために、次に掲げる書類を請求書に添付して、社会保険庁に提出する必要があります。

- (1) 当事者の年金手帳又は国民年金手帳
- (2) 離婚又は婚姻の取消しをした者が分割改定の請求をする当事者である場合は、その離婚又は婚姻の取消しについての婚姻期間を明らかにすることができる書類
- (3) 事実上婚姻関係と同様の事情があった者について、当該事情が解消したと認められることにより分割改定の請求をする場合は、当該事情が解消したと認められるまでの間、当該事情が継続していたことを明らかにすることができる書類
- (4) 婚姻関係が成立する前から事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者であ

る場合は、婚姻関係が成立する前において、当該事情が解消することなく継続していたことを明らかにすることができる書類

(5) 分割改定をする当事者の生存を明らかにすることができる書類（一月以内に作成されたものに限る。）

(6) 当事者の一方が死亡した後に分割改定の請求をする場合は、その死亡した者が死亡した事実及び死亡した者の死亡日を明らかにすることができる書類

(7) 按分割合を定めた書類

按分割合については、当事者間の合意又は裁判手続により定めることとなりますので、実際に分割改定の請求をする際には、社会保険庁に対して按分割合を明らかにしていただく必要があります。具体的には、按分割合が記載された次に掲げる書類を社会保険庁に対して提出していただく必要があります。

① **公正証書**又は公証人の認証を受けた**私署証書**

② 按分割合を定めた**確定審判**の謄本又は抄本

③ 按分割合を定めた**調停調書**の謄本又は抄本

④ 按分割合を定めた**確定判決**の謄本又は抄本

⑤ 按分割合を定めた**和解調書**の謄本又は抄本

なお、公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書については、按分割合のみならず、分割改定の請求についての当事者間の合意が記載されていることが必要であり、また、審判又は判決については、これらが確定した審判又は確定した判決であることが分かる書類を添付する必要があります。

(厚生年金保険法施行規則案第78条の11)

### 〈分割改定の請求期限～原則～〉

分割改定は、次に掲げる事由に該当した日の翌日から起算して2年を経過した日に至った場合は、請求することができません。

(1) 離婚をしたとき

(2) 婚姻の取消しをしたとき

(3) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者が国民年金法上の第3号被保険者の資格を喪失している場合であって、かつ当該事情が解消したと認められるとき

なお、事実上婚姻関係と同様の事情にある当事者が婚姻の届出を行い、引き続き婚姻関係を継続していたが、上記(1)又は(2)に該当するに至った場合、(1)

又は（２）に該当した日の翌日から起算して２年を経過したときは、分割改定の請求をすることができません。

### ＜分割改定の請求期限～例外～＞

前述８「裁判手続により按分割合を定める場合について」で述べましたように、按分割合について当事者間での話し合いがまとまらないような場合は、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをし、裁判手続によって按分割合を定めることができます。

例えば、離婚はしたものの、按分割合について当事者間の話し合いがまとまらず、当事者の一方が按分割合を定めるために裁判所に申立てをしたが、審理が長期化し、離婚をした日の翌日から起算して２年を経過した日以後に裁判の決着がついたという事態が想定されます。

このような場合については、離婚をした日の翌日から起算して２年を経過していることをもって一律に分割改定の請求をすることができないというのは妥当ではないことから、次に掲げるような場合については、請求期限の特例として、離婚をした日の翌日から起算して２年を経過した日に至ったときではなく、それぞれ次に掲げる場合に該当した日の翌日から起算して１月を経過した日に至ったときは、分割改定の請求をすることができないこととします。

- （１）本来の請求期限を経過する日前に按分割合に関する審判の申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、又は本来の請求期限を経過する日前１月以内に、按分割合を定めるための審判が確定したとき
- （２）本来の請求期限を経過する日前に按分割合に関する調停の申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、又は本来の請求期限を経過する日前１月以内に、按分割合を定めるための調停が成立したとき
- （３）按分割合に関する附帯処分を求める申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、又は本来の請求期限を経過する日前１月以内に、按分割合を定めた判決が確定したとき
- （４）按分割合に関する附帯処分を求める申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、又は本来の請求期限を経過する日前１月以内に、按分割合を定める和解が成立したとき

（厚生年金保険法施行規則案第78条の3）

## 10. 改定割合について

按分割合をもって分割改定の請求があった場合、社会保険庁は、按分割合から算定される「改定割合」を計算の基礎として、対象期間中の標準報酬額の分割を行います。

「改定割合」とは、分割改定の結果、分割を受ける側である第2号改定者の持分が按分割合のとおりになるように算出される、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額に対する割合をいいます。社会保険庁はこの割合を基礎として、対象期間における被保険者期間各月ごとの標準報酬額を分割、改定します。具体的な改定割合の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{改定割合} = \left( \text{按分割合} - \text{第2号改定者の対象期間標準報酬総額} \div \text{第1号改定者の対象期間標準報酬総額} \times (1 - \text{按分割合}) \right) \div (\text{按分割合} - \text{按分割合} \times \text{変換率} + \text{変換率})$$

$$\text{変換率} = \text{第1号改定者の対象期間標準報酬総額} (\text{第2号改定者の再評価率で再評価したもの}) \div \text{第1号改定者の対象期間標準報酬総額}$$

(厚生年金保険法施行規則案第78条の9)

## 11. 事実婚と厚生年金の離婚分割制度について

離婚と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者について、当該事情が解消したと認められる場合であって、一定の要件に該当する場合は、離婚時の厚生年金の分割制度の対象となります。具体的には、事実上婚姻関係と同様の事情にあった間において、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であった期間を有していた場合であって、第3号被保険者としての資格を喪失し、かつ、平成19年4月1日以降に当該事情が解消したと認められる場合は、離婚時の厚生年金の分割制度の対象となります。したがって、離婚をした場合と同じく、平成19年4月1日前に事実上婚姻関係と同様の事情が解消したと認められる場合は、分割制度の対象とはなりません。

### 〈対象期間について〉

この場合における対象期間は、事実上婚姻関係と同様の事情にある当事者について、当該事情において当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であった期間をいいます。

また、当該事情が解消することなく継続している間に当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であった期間を複数有する場合は、これらの第3号被保険者であった期間が不連続であったとしても、通算して一つの対象期間として取り扱われます。

また、事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者が婚姻の届出を行い、引き続き婚姻関係を継続していたが離婚をした場合についても、離婚時の厚生年金の分割制度の対象となります。この場合、事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間において当事者の一方が他方の被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者であった期間を有する場合は当該第3号被保険者であった期間と婚姻期間を通算した期間を一つの対象期間として取り扱われます。